

「最近話題の租税特別措置法について」

平成 20 年 4 月 17 日

三条北ロータリークラブ

石川 勝行

I 租税特別措置法とは

国が課す税金で、期間を限定し増減税とする租税特別措置を定める法律をいいます。例年 40 を超す租税特別措置を一つの改正法案に載せてきました。

期間を区切った税優遇策等で特定の政策目的を推進するのが、本来の狙いであります。ただ、国会では多くの租税特別措置を一括審議するため個別議論が少なかったのが現実でありました。期間限定の租税特別措置法案で、一般法案の恒久措置を設けるより手軽な面があります。業界や各省庁、政治家の既得権益となって数十年も延長を繰返す項目も少なくありません。

II 租税特別措置法のうち、今回影響を受ける中小法人企業項目

(期限切れとなる主な項目)

① 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例 (租 28・2 他)

→ 一品当たり 30 万円未満の資産を事業年度総額 300 万円以下の場合、損金とする制度。

② 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (租 10・3 他)

→ 新品の機械等を購入し事業に供した場合、30%等特別償却か一定の法人税額の控除を認める制度。

③ 交際費等の損金不算入 (租 61・4 他)

→ 資本金 1 億円以下の法人は年 400 万円までの交際費のうち 10%が損金不算入。

④ 教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除 (租 10・7 他)

⑤ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 (租 62 他)

→ 法人の支出のうち内容を帳簿に記載していないものを使途秘匿金いい、その 40%相当額を通常法人税に加算されます。

⑥ その他多数

III 法律上の慣用語と日常用語

ところで、法律用語はそれによって大きな影響が発生します。従って、数字 (数学) と同じように厳格であるべき。しかし、時間に関しては、気になることばが多くあります。

1. 国会答弁等でよく使われている時間的な関係をあらわす副詞ことばがあります。
「遅滞なく」・・・時間的即時性をあらわし「すぐに」という意味ですが、正当な又は合理的理由があれば遅滞は許されます。
「直ちに」・・・時間的即時性が最も強い場合に用いられ、
遅滞は許されないのが原則。
「すみやかに」・・・「直ちに」よりも時間的即時性がゆるやかな場合に用いられる。
「当分の間」・・・不確定の期限をあらわし、その時点をはっきり決めることができない場合に用いられます。80年以上もそのままの法律も存在します。
2. 長期間にわたって継続されてきた租税特別措置も数多くあります。
 - ① 50年以上・・・船舶の特別償却の特例、植林費の損金算入の特例
 - ② 40年以上・・・中小企業の貸倒引当金の特例、海外投資等損失準備金の損金算入
 - ③ 20年以上・・・医療用機器等の特別償却、地震防災対策用資産の特別償却

Ⅳ 期限切れとなる主な項目については、今後の特に法人税上の方策は慎重（予算が成立したにもかかわらず税制関連法案が成立しなかったことは日本の国政上初めて。）に。

1. 法人の申告義務は事業年度末に発生します。従って、特別償却等適用の対象資産の取得等が法律の失効期間中であっても法律が事業年度末に復活していれば上記期限切れ項目は適用になります。
 - ① 4月末までに可決されない場合。4月末決算法人は上記項目のほとんどは適用不可となります。
 - ② 後日法案が復活した場合。適用できなかった分を更正請求等で取戻すことが可能になると思われます。但し、余分な手続きが発生します。
2. 法人の交際費の損金不算入の制度は「各事業年度において支出する交際費」と条文に記載されており事業年度単位で適用される制度。交際費全額が損金算入になるということで安心するのは危険。事業年度の開始時点において存在する以上損金不算入が適用される見込み。
3. 法人の使途秘匿金の制度については「平成20年3月31日までに支出した場合」と条文に記載があります。従って、期限切れのいま現在ならば措置法が再び可決成立するまでの間は使途秘匿金の罰則的ともいえる追加課税は為されない可能性があります。

措置法は4月末に衆議院に差戻され強行採決される流れもあり、内容を注視し、慎重に。

以 上

<参考資料> 日本経済新聞、週刊通信、納税通信他

次は西村 護会員です。